

くらはし桂浜地区公共施設に係る指定管理者の候補者の選定について

くらはし桂浜地区公共施設 計 9 施設の指定管理者の候補者を次のとおり選定しました。

1 施設の概要

(1) くらはし桂浜温泉館

| | |
|------|---|
| 所在地 | 呉市倉橋町字前宮の浦 431 番地 |
| 設置目的 | 市民の保養とやすらぎの場を提供し、健康の増進を図るとともに、観光客の利用に供するための施設として設置する。 |

(2) くらはし産業館万葉の里

| | |
|------|--|
| 所在地 | 呉市倉橋町字ゴクラク 571 番地の 1 |
| 設置目的 | 市民及び観光客等の交流とコミュニティの場を提供し、観光の振興及び地域の活性化を図るための施設として設置する。 |

(3) 倉橋農産加工センター

| | |
|------|--|
| 所在地 | 呉市倉橋町字ゴクラク 563 番地 |
| 設置目的 | 農林水産業の活性化及び振興を図るとともに、地域の活性化及び市民福祉の増進に寄与するための施設として設置する。 |

(4) 倉橋歴史民俗資料館

| | |
|------|--|
| 所在地 | 呉市倉橋町字前宮の浦 440 番地 |
| 設置目的 | 本市の歴史的記念物、資料等の保存を図るとともに、郷土文化の向上に資するための施設として設置する。 |

(5) 長門の造船歴史館

| | |
|------|--|
| 所在地 | 呉市倉橋町字先前宮の浦川東 171 番地の 7 |
| 設置目的 | 本市の歴史的記念物、資料等の保存を図るとともに、郷土文化の向上に資するための施設として設置する。 |

(6) 呉市倉橋テニス場

| | |
|------|--|
| 所在地 | 呉市倉橋町字宮の浦地内 |
| 設置目的 | スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）の精神に基づき、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興並びに健康の保持増進を図るための施設として設置する。 |

(7) 呉市倉橋グラウンド

| | |
|------|--|
| 所在地 | 呉市倉橋町字石休地内 |
| 設置目的 | スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）の精神に基づき、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興並びに健康の保持増進を図るための施設として設置する。 |

(8) 呉市倉橋体育館

| | |
|------|--|
| 所在地 | 呉市倉橋町字ゴクラク 539 番地の 1 |
| 設置目的 | スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）の精神に基づき、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興並びに健康の保持増進を図るための施設として設置する。 |

(9) 呉市くらはし温水プール（ウイングくらはし）

| | |
|------|--|
| 所在地 | 呉市倉橋町字ゴクラク 550 番地 |
| 設置目的 | スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）の精神に基づき、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興並びに健康の保持増進を図るための施設として設置する。 |

2 公募の概要

(1) 公募期間 令和元年 7 月 29 日（月）から同年 9 月 6 日（金）まで

(2) 応募者

| 団体名 | 団体所在地 | 代表者氏名 |
|---------------------|----------------|-------|
| 一般財団法人 倉橋まちづくり公社 | 呉市倉橋町 4 3 1 番地 | 森本 勝利 |

3 審査の概要と結果

(1) 審査方法

応募者が 1 者であったため、くらはし桂浜地区公共施設の指定管理者選定委員会において、応募者から提出された書類及びヒアリングをもとに、各委員が採点ではなく審査基準ごとにその適否を審査しました。

(2) 審査基準

| 審査基準 | 主な評価の視点 | 判定 |
|---|--|--------------|
| ① くらはし桂浜地区公共施設の利用者の平等な利用が図られるものであること及び利用者に対するサービスの向上が図られるものであること。 | ・ 公の施設として市民等の平等な利用が図られる内容となっているか。 ・ 不当な利用制限項目はないか。 ・ 特定の者のみに有利な利用形態となっていないか。 | 適・否 ※否は失格 |

| | | |
|---|--|----------------------|
| <p>② ぐらはし桂浜地区公共施設の適切な維持管理が図られるものであること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・安定した管理が行える管理責任者及び人数が配置されているか。 ・運営に必要な又は望ましい専門職種等が適切に配置されているか。 ・個人情報等の情報管理について適切な対応がとれる体制となっているか。 ・災害時や緊急時等に適切な対応がとれる体制となっているか。 ・事故防止及び緊急事態に対応可能な安全管理体制になっているか。 ・適正かつ確実に維持管理を行う内容となっているか。 | <p>適・否 ※否は失格</p> |
| <p>③ ぐらはし桂浜地区公共施設の利用促進が図られるものであり、かつ、具体性・現実性があること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。 ・効果的な事業・営業・広報等を行うことができるか。 ・施設の特徴を生かした、斬新さや独自性のある魅力的な提案がなされているか。 ・利用者等からのクレーム対応は適切か。 | <p>適・否 ※否は失格</p> |
| <p>④ ぐらはし桂浜地区公共施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・提案額が適正な管理に支障を来すおそれのないものか。 ・管理経費の縮減のための工夫がなされているか。 ・事業計画と収支計画の整合性がとれているか。 | <p>適・否 ※否は失格</p> |
| <p>⑤ ぐらはし桂浜地区公共施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・経営基盤が安定し、計画に沿った管理運営を行う能力を有しているか。 ・類似施設の管理実績があるなど、施設の管理を安定的に行う知識及び経験を有しているか。 | <p>適・否 ※否は失格</p> |

| | | |
|----------------------------|--|--------------|
| ⑥ その他施設の設置目的等に 応じて定める基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・運営全般について，市民協働を意識した取組がなされているか。 ・雇用や発注などにおいて，地域との連携や貢献が意識されているか。 | 適・否 ※否は失格 |
| 総 合 判 定 | | 適・否 ※否は失格 |

(3) 審査結果

審査結果は次のとおりで，一般財団法人倉橋まちづくり公社を本施設の指定管理者の候補者に選定した。

| 応募者 | 一般財団法人 倉橋まちづくり公社 | 【評価した点】 |
|-------|---------------------|---|
| 総合判定 | 適 | <ul style="list-style-type: none"> ・各施設を活用したプランを造成することにより，くらはし桂浜地区公共施設全体の利用促進に取り組む事業計画であること。 ・地域や事業者と連携することにより，施設の利用促進と地域活性化に積極的に取り組む事業計画であること。 ・くらはし桂浜地区公共施設を，適切に維持管理する実績とノウハウを有していること。 |
| 【内訳】 | | |
| 審査基準① | 適 | |
| 〃 ② | 適 | |
| 〃 ③ | 適 | |
| 〃 ④ | 適 | |
| 〃 ⑤ | 適 | |
| 〃 ⑥ | 適 | |

4 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

5 委員会の議事概要

(1) 選定委員会の開催状況

| | | | | |
|--------|-----|------------------------|--------|-----|
| ア 開催日 | 第1回 | 令和元年 | 9月30日 | (月) |
| | 第2回 | 令和元年 | 10月4日 | (金) |
| イ 開催場所 | 第1回 | 呉市役所 | 501会議室 | |
| | 第2回 | 呉市役所 | 756会議室 | |
| ウ 出席者 | 第1回 | 民間の学識経験者4人，呉市職員3人 計 7人 | | |
| | 第2回 | 民間の学識経験者5人，呉市職員3人 計 8人 | | |

(2) 議事概要

ア 主な意見等

- ・応募者は現指定管理者として施設の維持・管理を適切に行っているが、施設の老朽化に伴い対応にも限界が来ている。呉市は施設所有者として、施設のあり方について検討する必要がある。
- ・周辺住民だけでは利用者数が限られるため、広い範囲での集客に繋がる活動や情報発信が必要である。
- ・諸々の経費が上昇することで、毎年度指定管理料も増額しているため、いずれは指定管理よりも直営の方が呉市の費用負担が少なくなる可能性がある。

イ 委員会の結論

指定管理者の候補者の選定に関する事項等の評価の結果、一般財団法人倉橋まちづくり公社は候補者として適当であると認められる。

【問い合わせ】 呉市産業部観光振興課（電話 0 8 2 3 - 2 5 - 3 1 8 1）